

～ 偽装請負を中心に実務ポイントを学ぶ ～

《会場案内図》

- 住友不動産
新宿南口ビル
13階
- 新宿御苑
- 一般社団法人 日本経営協会
- GAP
- ガノリンスタンド
- 明治通り
- 文番 ● ローソン
- 服飾栄養専門学校
- フレッシュネスバーガー
- セブンイレブン
- NITDOモビビル
- 東口改札から徒歩5分
- 東京メトロ副都心線・丸の内線
- 都営新宿線「新宿三丁目」駅
- ※E8出口から徒歩2分
- JR代々木駅

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11 住友不動産新宿南口ビル13階
TEL (03) 6632-7140(直) E-mail: tms@noma.or.jp

プログラム内容

第1. はじめに

- 1 多様な人材利用のあり方（正社員と非正規社員の区分）
- 2 労働者派遣とは（労働者供給・出向との区別）
- 3 業務処理請負（業務委託）とは何か
★偽装請負
- 4 個人業務委託とは何か
- 5 業務処理請負（業務委託）と労働者派遣の歴史

★告示37号の疑義応答集

★典型的なNG行為、直ちにNGではないものの、望ましくない行為など

★業務処理請負の適正化のポイント

- 4 業務処理請負を有効活用するためのポイント
①発注企業からの出向の是非
②請負労働者に対する安全配慮義務
③請負企業の労働者と発注企業の企業秘密
④業務処理請負契約の解消
- 5 請負企業における労働契約の解消問題

第2. 業務処理請負（業務委託）

- 1 業務処理請負に関する法規とその解説
★民法上の典型契約（請負・委任・準委任）
- 2 偽装請負と判断された場合の法的リスク
★刑罰、行政指導、企業名公表等
★労働契約申込みみなし制度
（40条の6～8）
★多重請負（再委託）の形態の特殊性
- 3 偽装請負に当たるかはどうか判断されるか
★告示37号と具体的判断基準に基づく誤った行政指導

第3. 個人業務委託

- 1 個人業務委託の利用に際して留意すべき点
- 2 個人事業主の「労働基準法」上の労働者性
- 3 個人事業主の「労働組合法」上の労働者性
- 4 フリーランス新法の概要
- 5 個人業務委託の契約解消
- 6 個人事業主と安全と健康
- 7 まとめ

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師紹介

【講師略歴】

2010 年青山学院大学法学部卒業。
2012 年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。司法試験合格。
2013 年司法修習修了（66 期）。弁護士登録（第一東京弁護士会）。石寄・山中総合法律事務所入所。

【著書】

「労働者派遣法の基本と実務（第2版）」（共著、中央経済社）、
「速報ガイド 平成27年派遣法改正の基本と実務」（共著、中央経済社）のほか、
「集团的労使関係の法律実務」（共著、中央経済社）、
「労働行政対応の法律実務（第2版）」（共著、中央経済社）、
「非正規社員の法律実務（第3版）」（共著、中央経済社）、
「労働契約解消の法律実務（第3版）」（共著、中央経済社）、
労働基準広報（『労組対応をめぐる労働組合法の実務 団体行動①・②』、労働調査会）、
労働経済春秋（『改正労働者派遣法の正しい理解と実務対応』共著、労働調査会）、
ビジネスガイド（『相談室Q&A 多様な働き方』、日本法令）、
月刊人事労務実務のQ&A（一般社団法人日本労務研究会）がある。
主に人事労務分野を中心に、個別・集団労使紛争、日常の法律相談・就業規則改訂から、訴訟、団体交渉まで、幅広く注力。また、企業内外を問わずセミナー講師としても出講経験多数。人事労務分野は企業及びそこで働く従業員のみならず、その家族の一生にも関わる分野であることを常に意識し、実務感覚・バランス感覚を伴ったリーガルサービスの提供を心がけている。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。

石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士 こみや じゅんき 小宮 純季氏



年間
案内

年間の講座スケジュールを本会HPで公開しております。

※本会HP画面です。

TOPICS 事業のトピックスやさまざまなお知らせ

民間向けセミナー：
令和7年度（2025年度）「年間開催計画」

クリック → 本部事務局（東京） 関西本部 / 中部本部 / 九州本部 / 北海道本部



新規講座や申込を開始したセミナーを定期的にご案内しております。興味のある方はぜひご登録をお願いいたします。



ご登録はこちら→

メールマガジン
登録用QR